

ユネスコ無形文化遺産について

2018年11月現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]
※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**」
 ■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 178

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **21件**
世界全体では399件

■ 重要無形文化財 ■ 文化審議会決定
 ■ 重要無形民俗文化財 ■ 選定保存技術

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎	
2009	ががく 雅楽 こしじまのとしどん 甕島のトシドン【鹿児島】 ちやつきらこ チャッキラコ【神奈川県】	おぢやぢみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布【新潟】 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと【石川】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽【秋田】	はやちねかぐら 早池峰神楽【岩手】 だいもくたて 題目立【奈良】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊【宮城】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬【茨城・栃木】		
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植【広島】	さだしのう 佐陀神能【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ	
2012	なちのでんがく 那智の田楽【和歌山】			
2013	わしやく 和食; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか		
2014	わし 和紙: 日本の手漉和紙技術【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすきわしじゆつ せきしゆうばんし ほんみのし ほそかわし	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。	
2016	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。		
提案中	らいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神: 仮面・仮装の神々	※甕島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のバートゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張提案【2017年3月末提案】		
提案中	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをつうけつためのでんとうぎじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して計14件の選定保存技術を提案。【2018年3月末提案。2019年3月末に再提案予定】	

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- ↓
- 【毎年、各国1件の審査件数の制限】
 * 2018・2019年は2年に1件の審査保障
 * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。